

# 目 次

## 第1編 総 論

第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	町の責務及び津南町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	1
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	津南町地域防災計画等との関連	2
5	用語の定義	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	5
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第4章	町の地理的、社会的特徴	12
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	16
1	武力攻撃事態	16
2	緊急対処事態	17

## 第2編 平素からの備えや予防に関する計画

第1章	町における組織・体制の整備等	18
1	町の各課局における平素の業務	18
2	町職員の参集基準等	19
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2章	関係機関との連携体制の整備	22
1	基本的考え方	22
2	県との連携	22
3	他の市町村との連携	23
4	消防機関との連携	23
5	指定公共機関等との連携	23
6	ボランティア団体等に対する支援	23
7	地域コミュニティによる共助意識の醸成	24
第3章	通信の確保	25
第4章	情報収集・提供等の体制整備	27
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	32
第5章	研修及び訓練	33
1	研修の実施	33
2	訓練の実施	33
第6章	避難・救援体制の整備	35
1	避難に関する基本的事項	35
2	避難実施要領のパターンの作成	36
3	救援に関する基本的事項	36
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	36
5	避難施設の指定への協力	37
第7章	医療救護体制の整備	38
1	医療救護体制の確立	38

2	医療資器材等の確保	38
<b>第8章</b>	<b>要配慮者の支援体制の充実</b>	<b>39</b>
1	要配慮者への配慮	39
2	社会福祉施設等における安全確保対策	39
3	園児、児童及び生徒への配慮	40
<b>第9章</b>	<b>生活関連施設の把握等及び公共施設等における警戒</b>	<b>41</b>
1	生活関連等施設の把握等	41
2	町が管理する公共施設等における警戒	42
<b>第10章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>43</b>
1	町における備蓄	43
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	43
<b>第11章</b>	<b>積雪期の体制整備</b>	<b>45</b>
1	除排雪体制・施設整備等の推進	45
2	緊急活動体制の整備	45
3	総合的な雪対策の推進	45
<b>第12章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>46</b>
1	国民保護措置に関する啓発	46
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	46
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処に関する計画</b>	
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>47</b>
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	47
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	49
<b>第2章</b>	<b>町対策本部の組織・運営計画</b>	<b>51</b>
1	町対策本部の設置	51
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携・協力体制</b>	<b>57</b>
1	国・県の対策本部との連携	57
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	57
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	57
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	58
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	59
6	町の行う応援等	59
7	ボランティア団体等に対する支援等	59
8	住民への協力要請	60
<b>第4章</b>	<b>通信の確保</b>	<b>61</b>
1	情報通信手段の確保	61
2	情報通信手段の機能確認	61
3	通信輻輳により生じる混信等の対策	61
<b>第5章</b>	<b>警報・避難の指示の伝達</b>	<b>62</b>
1	警報の内容の伝達等	62
2	警報の内容の伝達方法	63
3	緊急通報の伝達及び通知	64
<b>第6章</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	<b>65</b>
1	避難の指示の通知・伝達	65
2	事態に応じた避難の種類と対処	66
3	避難実施要領	68

4	避難実施要領の策定の主な留意事項等	68
5	輸送力の確保	71
6	避難住民の誘導	71
7	避難住民の受入れ	73
8	避難後の状況の変化等に応じた措置	73
9	避難の長期化への対処	74
10	避難の指示の解除	74
<b>第7章</b>	<b>要配慮者の避難等への配慮</b>	<b>75</b>
1	要配慮者への配慮	75
2	病院、社会福祉施設における対策	75
3	園児、児童及び生徒への配慮	76
<b>第8章</b>	<b>救援</b>	<b>77</b>
1	救援の実施	77
2	関係機関との連携	77
3	救援の内容	78
4	医療救護活動	79
5	被災者の捜索及び救出	79
6	死体の検案、火葬及び埋葬	80
<b>第9章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>81</b>
1	安否情報の収集	82
2	県に対する報告	82
3	安否情報の照会に対する回答	82
4	日本赤十字社に対する協力	83
<b>第10章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>86</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	86
2	武力攻撃災害の兆候の通報	86
3	NBC攻撃による災害への対処	86
<b>第11章</b>	<b>応急措置等</b>	<b>89</b>
1	退避の指示	89
2	警戒区域の設定	90
3	応急公用負担等	91
4	消防に関する措置等	91
<b>第12章</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	<b>93</b>
1	生活関連等施設の安全確保	93
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	93
<b>第13章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>95</b>
<b>第14章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>96</b>
1	保健衛生の確保	96
2	廃棄物の処理	96
<b>第15章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>98</b>
1	被災者のための相談等	98
2	生活関連物資等の価格安定	98
3	避難住民等の生活安定等	98
4	生活基盤等の確保	98
<b>第16章</b>	<b>ボランティア受入れ計画</b>	<b>100</b>
1	安全の確保	100

2	町ボランティアセンターの設置	100
第17章	特殊標章等の交付及び管理	101

**第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処に関する計画**

1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	103
2	武力攻撃原子力災害への備え	103
3	通報等及び実施体制の確立	104
4	応急対策等	108

**第5編 復旧等に関する計画**

第1章	応急の復旧	112
1	基本的考え方	112
2	ライフライン施設の応急の復旧	112
第2章	武力攻撃災害の復旧	113
1	基本的考え方	113
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	114
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	114
2	損失補償及び損害補償	114
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	114

**第6編 緊急対処事態への対処に関する計画**

1	緊急対処事態	115
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	115

作成 平成19年3月29日作成（新潟県知事承認 平成19年4月12日）  
 変更 平成28年3月31日作成（新潟県知事承認 平成28年3月7日）